2　家庭連携加算

イ・ロ　（略）

注　指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第５条若しくは第６条、第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第１において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第６条の２の２第９項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

２の２・３　（略）

4　食事提供加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第２号、第３号ロ又は第４号に掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第５号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

5　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条（指定通所基準第54条の５において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額（指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

6　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第５条第１項第１号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この第１において同じ。）として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（以下この第１において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

2　家庭連携加算

イ・ロ　（略）

注　指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の６から第54条の８までの規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第１において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第６条の２の２第８項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

２の２・３　（略）

4　食事提供加算

イ・ロ　（略）

注１　イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第２号、第３号ロ又は第４号に掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第５号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

5　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額（同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

6　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定通所基準第５条又は第６条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。